

令和6年能登半島地震による 災害に係る金融支援について

能登半島地震による災害の影響を受けた中小企業者が
事業の再建に必要な取組を資金面から後押しします

このようなケースに活用できます

- ☞ 山口県内に本社（又は支店）があつて、被災地域において被災した支社（又は本店）の機能を山口県内で再建する場合
- ☞ 被災地域において個人事業主等が営業する事業所が被災し、山口県で再建する場合

融資対象・条件（概略）

令和6年2月15日から取扱開始
～詳細は県HPをご確認ください～



区分	概要
資金の名称	返済負担軽減借換等特別資金（一般枠）
融資対象	令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者 (※ 経営行動計画書及び能登半島地震に係る罹災証明書が必要)
融資利率	年1.3～1.6%
融資期間	10年（うち据置5年）以内
資金用途	事業の再建に必要な事業資金（運転・設備）
融資限度額	1億円
保証料率	年0.05%（※ 国と県による保証料補助により軽減）
備考	一般保証及び経営安定関連保証とは別枠で融資額の100%を保証

融資のご相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、
商工中金 等)

資金全般のお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は
山口県経営金融課